

平成20年度NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)  
からの協働事業等提案第6回公開審査会概要

日時：平成21年1月9日(金)19:00～21:00

場所：みえ県民交流センター控え室

出席者：審査委員 浅野委員、川村委員、畑中委員、瀧口委員、小西委員  
男女共同参画・NPO室 亀井室長、古川副室長、明石、辻

概要：次のとおりです。

## はじめに

前回の委員会では、出てきた課題に対応するための改善策について話し合ったところである。その後、11月28日と12月20日に、委員長が個別に提案者やサポート委員と意見交換を行った。今日は、その経過報告と来年度のこの制度の方向性について決めていきたい。

## 1 提案制度の課題と対応案の検討

### (1) サポート委員のあり方について

事務局より説明：

- ・ 提案者とサポート委員との意見交換で、「検討会の進行は提案者にしかできない」、「サポート委員が必要ない場合もあり画一的に適用できない」、「審査委員がサポートする方が仕組みは機能しやすい」等の意見があった。
- ・ これらの課題に対応するため、サポート委員の派遣に関し柔軟に対応するとともに、審査委員とサポート委員を一本化する案と、分離したままで情報共有のしくみを改善する案を考えた。
- ・ 事務局としては、審査委員とサポート委員は分離し、公開プレゼンテーションの段階からサポート委員が関わるようにしたいと考えている。

主な意見：

- ・ 対応案の大きな方向性はよい。今回、実力のある提案者から意見があったが、ほとんどの場合はサポートが必要だと思う。今回のようなケースにも対応できるよう仕組みを改善すればよい。
- ・ 今回の提案者の意見はレベルの高いものである。柔軟な対応が求められているのであって、高いレベルに合わせてうまくいくものでもない。
- ・ 審査委員とサポート委員は分離したままでよい。審査段階でサポート委員が参加していないのはどうかと思っていた。実務的な難しさはあるが、公開プレゼンテーションの段階から聞いてもらったほうがよい。
- ・ サポート委員は、サポート委員候補者として、公開プレゼンテーションの段階から参加してもらったほうがよい。選定数の上限が4本なので、少な

くとも4名の方をお願いしておく必要がある。

- ・ 提案者の意見を聞いてから派遣するとなると事前に依頼しておくのは難しい。詳細については、事務局で決める。

## (2) 公開審査会について

事務局より説明：

- ・ 県庁からのテーマに対する提案の場合には、関係室に受け入れ体制ができていないため、企画立案期、中間期、完了期における「ふりかえり会議」の実施をもって経過をみることにしたい。

主な意見：

- ・ 想定外のことが起こった場合のことを考えて、審査委員が関与する余地を残したほうがよい。
- ・ 早い段階で「ふりかえり会議」を行い、トラブルがあったときにはサポートに入ると規定しておいてはどうか。
- ・ 「ふりかえり会議」をうまく活用するとよい。

## (3) 提案の枠組みについて

事務局より説明：

- ・ 研究提案の名称がわかりにくいいため、サブタイトルをつけることになり、「3回くらい摺り合わせてみれば課題も共有できるかも」という案が出た。どのようなタイトルにするのか決定したい。

主な意見

- ・ 「研究」という言葉によって、ハードルの高い専門的なものというように捕らえている場合があるので、わかりやすくするのはよい。
- ・ 特に行政は「研究」という言葉にとらわれる。
- ・ サブタイトルは、前回に出された案または事務局で検討する。

## (4) 制度について

事務局より説明：

- ・ 提案者とサポート委員との意見交換で、「この制度は、NPOが社会変革していくための制度ではないのか」、「多様な主体を協働のテーブルに巻き込むための仕組みとして必要である」等の意見があった。

主な意見：

- ・ 制度の位置づけや、政策提案をどう扱うのかという課題については、来年度一年かけて検討していけばよい。
- ・ 協働事業提案制度は、頭打ちの感がある。他県の取組のベンチマークもしながら検討していきたい。

## (5) 今後のNPO支援のあり方について

事務局より説明：

- ・ 提案者とサポート委員との意見交換で、「10年活動をしてきたNPOがもう一步進むために必要な支援は別にあるのではないか」、「民間が情報を蓄積するようになり行政の役割も変わってきている」、「10年前からある支援はこれからNPO活動を始める人に必要な支援である」等の意見があった。これらの意見も参考に、来年度の検討の中で考えていきたい。

主な意見：

- ・ 法施行から10年がたち、これから2周目に入るNPOへの支援を考えるというのは、もっともな話である。

(6) 企画書のあり方、検討会の進め方について

事務局より説明：

- ・ 提案者との意見交換で、「企画書に書いたとおり事業を進めなければならないのか」という意見があった。現行制度は、具体的な事業企画を検討会で練り上げるとなっており、その経緯を公開しているところである。
- ・ 修正の過程や審査での条件の反映状況などを審査会としてどう確認していくのかが課題となっている。

主な意見：

- ・ 提案の趣旨を柱に事業内容を軌道修正していくこととなっているが、その趣旨を企画書に反映することさえできない団体もいる。
- ・ 審査における意見は、ある程度尊重して、中間期でどう克服したのか報告会をすることにはどうか。条件付となったものは、早い段階で提案者も交えて審査委員会に報告をしてもらうようにすればよい。
- ・ 募集側としては、検討(研究)を継続させようとしてしまうが、継続することも、中止することも、同じ重みがあることである。
- ・ サポート委員と提案者を交えて中間報告会をすることもありうることを募集要項に規定しておくとうい。

(7) 審査のあり方について

事務局より説明：

- ・ 提案者との意見交換で、「審査の意見で提案内容に踏み込むことがある」という意見があったが、これまでも気をつけてきたところであり、今後とも注意を払っていきたい。

主な意見：

- ・ 提案された事業を審査しているのであるが、提案した団体の良し悪しを審査されているようにとられることがある。
- ・ 口頭での質疑、講評については、個別の配慮が必要である。

## (8) 委員会設置要綱について

事務局より説明：

- ・ 審査委員とサポート委員を分離するという事で、その設置についても2つの要綱で規定する。
- ・ 主な変更点は、「審査委員会」を「運営委員会」に、「サポート委員」を「協働サポート委員」に名称変更すること、サポート委員の候補者選出にあたり審査委員の意見を求めることとすること、任期を4月1日から翌年4月30日までとすること、審査委員の関係団体からの提案の審査に関する規定を設けたこと、審査委員とサポート委員の情報共有について明確に規定したこと等である。

主な意見：

- ・ 協働のコーディネートという意味を明確にするため、協働サポート委員とすることはよい。サポートだけだと何をサポートするのか不明確で、事業のサポートをされるととられることがある。
- ・ 「運営委員会」の目的は、「運営」とし、「審査」はその中の一つの役割と位置づけてはどうか。

## 2 平成21年度NPOからの協働事業等提案について

### (1) 実施方針について

事務局より説明：

- ・ 来年度は、事業提案と研究提案の締め切りを同日とし、プレゼンテーションも同日に行うため、関係室との調整期間がこれまでより必要となる。
- ・ 制度の見直しについては、予算編成時期との関係で、年度の前半で行いたい。

主な意見：

- ・ 提案者と関係室の事前の意見交換の議事概要を作成し委員会に情報提供してもらえるとよい。
- ・ 募集要項は、表紙や事例もつけて整理してほしい。
- ・ 企画提案書に、事業の目的と背景や団体のミッションを区別して書けない団体がある。記載要領のキーワードをゴシックにするなど、わかりやすく表示するとよい。
- ・ 企画書の書き方で意見があったら随時事務局へ出してほしい。

## 3 次回委員会

平成21年1月26日(月) 19:00～21:00

平成21年3月17日(火) 19:00～21:00